

訴訟判決ノ内容ニ関シ報告ノ件

第一〇三号 (十一月二十七日接受)

在晚香坡領事發大臣宛電報第六一号ニ関シ
B.C.州控訴院判決書謄本ヲ入手通読シタルニ右ハ控訴院
長及立会判事二人中ノ一人ナル McPhillips ノ兩法官各自
独立的ニ与ヘタルニ通ノ判決書ニシテ内一通ハ頗ル長文ナ
ルガ二者共ニ論結一致セリ即チ「ビー、シー」州議會ガ
一九〇二年四月十五日ニ通過シタル本件ニ関スル決議モ此
ノ決議ニ基キ通過シタル同年六月十六日附ノ Order in
Council モ何レモ加奈陀ノ憲法ノ規定ニ照シ権限外ニ属ス
ルニ依リ最初ヨリ効力ナシ(ニ)假令論点ヲ避ケ(不明)領議
會制定日本條約法ノミニ依リ立論スルモ「ビー、シー」州議

會ノ決議及 Order in Council 共ニ本條約法ノ規定ニ抵触
スルガ故ニ該法実施ノ當時ヨリ其効力ヲ失ヒタルモノナリ
ト云フニ帰着シ其論拠ヲ英國枢密院司法部及加奈陀最高法
院ノ判決例ニ立テ最モ周到ニシテ徹底的ナリ故ニ「ビー、
シー」州在留日本人ノ職業ノ自由ニ関スル權利ニ対シ二重
ノ保障ヲ得タルモノニシテ欣幸ノ次第ナリ尚司法次官ニ面
會(司法大臣ハ Geneva 會議出張中)シタルニ今回ノ判決
ハ全然領政府ノ意見ニ一致セリトテ大満足ノ意ヲ表シタリ
但シ「ビー、シー」州政府ガ右判決ニ対シ如何ナル措置ヲ
執ルベキカニ付テハ未ダ情報ニ接セズ
本電写在晚香坡領事ヘ郵送済

事項七 「オーストラリア」移民關係雜纂

四四八 一月六日 森岡移民会社ヨリ
内田外務大臣宛

西濠洲ブルーム行移民二十五名取扱認可願出
ノ件 (一月十三日接受)

西濠洲「ブルーム」行移民取扱認可願
今般西濠洲「ブルーム」市所在グレゴリー会社ノ経営ニ係
ル真珠貝採取ニ従事セシムル目的ヲ以テ船夫トシテ労働者
貳拾五名別紙写ノ通り大正八年九月二十二日付第七〇号ヲ
以テ御認可相請ケ候スツリター、エンド、メール会社行
移民ト同一雇傭条件ヲ以テ雇傭方電報ニテ註文シ来リ候ニ
付御認可被成下度關係書類添付此段奉願候也
追而濠洲政府ニ於テ上記貳拾五名ノ日本移民ノ入国ヲ許
可セル次第ハ該地日本総領事ヨリ御省宛電報ヲ以テ御報
告アリタル趣ニ御座候為念申添候

大正九年一月六日

東京市京橋区西紺屋町拾番地

森岡移民株式合資会社

七 「オーストラリア」移民關係雜纂 四四八 四四九

社長 浅野 良三(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

(添附書類)

- 一、傭主註文電報写 訳文共 老通
- 一、傭主 訳文共 老通
- 一、移民間契約書 訳文共 老通
- 一、西濠洲「ブルーム」市附近情況書 老通
- 一、移民差入証 老通

(以上)

註 右ハ警視庁經由(大正九年一月十二日送乙官第三四号ノ二)
ニテ外務省ニ送附越サレタリ尚別紙及添附書類ヲ省略ス

四四九 一月六日 森岡移民会社ヨリ
内田外務大臣宛

西濠洲ブルーム市行移民三十名取扱認可願出
ノ件 (一月十三日接受)

西濠洲「ブルーム」行移民取扱認可願

今般西濠洲「ブルーム」市所在ヴィンセント、ジュセップ

五五三

会社ノ経営ニ係ル真珠貝採取ニ従事セシムル目的ヲ以テ船夫トシテ労働者参拾名別紙写ノ通り大正八年九月二十二日付第七〇号ヲ以テ御認可相請ケ候スツリーター・エンド・メール会社行移民ト同一雇傭条件ヲ以テ雇傭方電報ニテ注文シ来リ候ニ付御認可被成下度関係書類添付此段相願候也 追而濠洲政府ニ於テ上記参拾名ノ日本移民ノ入国ヲ許可セル次第ハ該地日本総領事ヨリ御省宛電報ヲ以テ御報告アリタル趣ニ御座候為念申添候

大正九年一月六日 東京市京橋区西紺屋町十番地

森岡移民株式合資会社

社長 浅野 良三(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

(添附書類)

- 一、傭主註文電報写 訳文共 尅通
- 一、傭主間契約書 訳文共 尅通
- 一、情況書 尅通
- 一、移民差入証 尅通

(以上)

註 右ハ警視庁經由(大正九年一月十二日送乙官第三五〇二)ニテ外務省ニ送附越サレタリ尚別紙及関係書類ヲ省略ス

四五〇 一月三十一日

田中通商局長ヨリ
岡警視総監宛

西濠洲ブルーム行真珠採貝夫取扱承認ニ関スル件

附屬書

内田外務大臣ヨリ森岡移民株式合資会社浅野社

長宛指令書

通三送第八七九号

本月十二日附乙官第三四号ノ二ヲ以テ御進達相成候移民取扱人森岡移民株式合資会社ヨリ西濠洲ブルーム市所在グレゴリー会社ノ経営ニ係ル真珠貝採取ニ従事スル船夫労働者式拾五名同社雇傭条件ニ従ヒ供給方願出ノ件ニ対シ今般別紙之通り詮議相成候ニ付右申請者へ御交付相成度此段申進候也

註 前掲四四九文書(一月十二日附乙官第三五号ノ二)ノ認可願ニ対シテモ乙官第三四号ノ二ノ場合ト同様認可ノ措置ヲ執レリ(一月三十一日田中通商局長ヨリ警視総監宛通三送第八七八号)

(附屬書)

内田外務大臣ヨリ森岡移民会社社長宛指令書

第七号

森岡移民株式合資会社

社長 浅野 良三

大正九年一月六日附願西濠洲ブルーム市所在グレゴリー会社ノ経営ニ係ル真珠貝採取ニ従事スル船夫トシテノ労働者式拾五名同社雇傭条件ニ従ヒ供給方ニ関スル件
右承認ス

大正九年一月三十一日

外務大臣子爵 内田 康哉

四五一 二月十日

森岡移民会社ヨリ
内田外務大臣宛

西濠洲コッサック行移民十七名取扱認可願出ノ件

(二月十八日接受)

西濠洲コッサック行移民取扱認可願

今般西濠洲「コッサック」市所在村松商会ノ経営ニ係ル真珠貝採取ニ従事セシムル目的ヲ以テ船夫トシテ労働者拾七

七 「オーストラリア」移民関係雑纂 四五一

名ヲ大正八年九月二十二日付第七〇号ヲ以テ御認可相請ケ候「ブルーム」市スツリーター・エンド・メール会社行移民ト同一雇傭条件ヲ以テ別紙写ノ通り其供給方注文シ来リ候ニ付御認可被成下度関係書類添付此段相願候也 追而濠洲政府ニ於テ上記拾七名ノ日本移民ノ入国ヲ許可セル趣ハ別紙ノ通り該地日本総領事ノ証明書ノ御交附相請居候為念申添置候

大正九年二月十日

東京市京橋区西紺屋町拾番地

森岡移民株式合資会社

社長 浅野 良三(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

(添附書類)

- 一、傭主ヨリノ移民供給方註文書附
- 一、同商会ニ於テ東彦五郎ニ対スル註文方委任ノ電報写
- 一、傭主間契約書 訳文共
- 一、情況書
- 一、移民差入証
- 一、濠洲政府日本移民入国許可日本総領事証明書

註 右ハ警視庁經由(大正九年二月十七日送乙官第二二八号ノ

七 「オーストラリア」移民関係雑纂 四五二 四五三

(一) ニテ外務省ニ送附越サレタリ尚別紙及関係書類ヲ省略ス

四五二 三月一日 田中通商局長ヨリ
岡警視総監宛

西濠洲コツサク行真珠採貝夫取扱承認二関

スル件

附屬書 内田外務大臣ヨリ森岡移民株式会社淺野社
長宛指令書

通三送第一九一七号

本月十七日附乙官第二二八号ノ二ヲ以テ御進達相成候移民
取扱人森岡移民株式会社ヨリ西濠洲「コツサク」市
所在村松商会ノ経営ニ係ル真珠採取ニ従事スル船夫労働
者拾七名同商会ノ雇傭条件ニ從ヒ供給方願出ノ件ニ對シ今
般別紙ノ通り詮議相成候ニ付右申請者へ御交付相成度此段
申進候也

(附屬書)

内田外務大臣ヨリ森岡移民社長長宛指令書

第一三三号

森岡移民株式会社

社長 淺野 良三

大正九年二月十日附願西濠洲「コツサク」市所在村松商

五五六

会ノ経営ニ係ル真珠採取ニ従事スル船夫トシテノ労働者
拾七名同商会雇傭条件ニ從ヒ供給方ニ関スル件
右承認ス

大正九年三月一日

外務大臣子爵 内田 康哉

四五三 六月七日

赤松通商局第三課長ヨリ
セール、フレザー商会パウデン宛

濠洲木曜島行移民取扱方ニ関スル件

通三送第五四九号

麴町区八重洲町一ノ一

セール、フレザー商会パウデン宛

六月二日付書面ヲ以テ木曜島行採貝移民渡航方ニ関シ御申
越ノ趣了承同地行移民ノ渡航ニ関シテハ曩ニ通達ノ通雇主
ト移民トノ間ニ締結スヘキ契約書ノ写ヲ必要トシ又移民取
扱人ヲシテ取扱ハシムルコトヲ要シ候処特ニ至急ヲ要スル
ニ於テハ契約書ノコトハ後日ニ廻スコトスルモ兎ニ角移
民取扱人ヲシテ取扱ハシムルコトハ是非必要ナルニ付其方
法ヲ講セラレ度候

尤モ貴社ヨリ移民取扱人ニ對シ直接交渉セラルル時ハ事情

神奈川県知事 井上 孝哉(印)

通商局長殿

本月十二日付通三合送第七〇号ヲ以テ汽船丹後丸乗客中
濠洲木曜島渡航者取調へ方御通牒ノ趣了承致候

日本郵船会社汽船丹後丸ハ本年三月十八日濠洲ニ向ケ横浜
港ヲ出帆シタルモ木曜島行渡航者ハ乗船シ居ラス候条御了
知相成度及回答候也

四五六 六月十九日

有吉兵庫県知事ヨリ
田中通商局長宛

濠洲木曜島へノ渡航者ニ関シ回報ノ件

保収第七八五一号ノ一

(六月二十一日接受)

大正九年六月十九日

兵庫県知事 有吉 忠一(印)

外務省通商局長 田中 都吉殿

濠洲木曜島渡航者取調方ノ件

本月十二日附通三合送第七〇号ヲ以テ御照会ニ係ル掲題
ノ件調査候処左記ノ通ニ有之候条此段及回報候也

記

渡航許可官庁 和歌山県

五五七

不明ノ為交渉ニ時日ヲ要スルコト可有之ニ付移民取扱人ヲ
同伴当省ニ出頭相成候ハバ当省ニ於テ移民取扱人ニ對シ相
当指示便宜ノ方法ヲ講スル様可致候条右御了知相成度此
段及回答候也

註 六月二日附パウデンノ書面省略セリ

四五四 六月十二日

田中通商局長ヨリ
神奈川 兵庫 長崎各県知事各宛

濠洲木曜島ニ渡航セル日本人ニ付取調方ノ件

通三合送第七〇〇号

本年三月上旬本邦出發四月上旬濠洲木曜島ニ到着シタル日
本郵船株式会社汽船丹後丸ニテ貴地ヨリ乗船同島ニ渡航シ
タル本邦人ノ氏名、渡航目的、旅券下付若ハ渡航許可官庁
並移民非移民ノ別並其渡航ノ周旋人等可成至急御取調ノ上
御回報相成度此段申進候也

四五五 六月十八日

井上神奈川県知事ヨリ
田中通商局長宛

木曜島行渡航者乗船無力リシ旨回報ノ件

申警保収第七四四三号

(六月二十一日接受)

大正九年六月十八日

七 「オーストラリア」移民関係雑纂 四五四 四五五 四五六

渡航目的 真珠採貝夫トシテ

移民非移民ノ別 移民

渡航周旋人 神戸市元居留地播磨町四六番セール、フ

レザ―株式会社

渡航者氏名

和歌山県人

新 保次郎

新 幸二郎

齋藤 栄一

和田 隆平

須花 徳松

吉本 虎一

日下平四郎

一島政太郎

岩田喜代一

長野 駒吉

阿部 俊二

仲 富蔵

浜口幸太郎

前地權次郎

和歌山県人 和田久太郎

追テ右ノ内和田久太郎ハ、岩田喜代一ナル者乗船シタルモ船医ノ体格検査ニ不合格ノ為メ渡航中止シタル補充トシテ乗船シタルモノニシテ同人ニ旅券交付ノ際取扱者ノ錯誤ニ依リ同人ニ対シ岩田喜代一ノ渡航許可証ヲ手交同人ノ許可証ハ前記喜代一ノ旅券ト共ニ保管シアルヲ発見セリ且久太郎ニ対スル旅券下附報告ハ神戸水上警察署ヨリ期間内ニ領収証ノ送付ヲ受ケザリシ為メ第一期分下付表中ニ記入漏ト相成居候条此段申添候也

四五七 六月二十八日 渡辺長崎県知事ヨリ 田中通商局長宛

木曜島ニ渡航セル者無キ旨回報ノ件

保第六一九〇号 (七月三日接受)

大正九年六月二十八日

長崎県知事 渡辺 勝三郎(印)

外務省通商局長 田中 都吉殿

濠洲木曜島渡航者取調方ノ件

本月十六日付通三合送第七〇号ヲ以テ御照会ニ係ル首題

濠洲木曜島行真珠採貝夫ノ旅券下付手續ニ関スル件
通三送第五五一号
本件ニ関シ客年九月三日附通三送第八五一八号ヲ以テ濠洲行採貝夫ヨリ木曜島渡航旅券下付方貴庁ニ出願セル際ハ雇傭契約書ヲ添付シ其都度当省へ御協議相成度旨申進置キ候処今後本移民ハ呼寄等個々ノ場合ヲ除キ移民取扱人ノ取扱ニ依ラシムルコトト致シ其ノ手續ハ先ツ移民取扱人ヨリ警視庁ヲ經テ本移民取扱方ヲ雇傭契約書等ヲ添付シ届出シメ之ニ対シ当省ニテ承認ヲ与ヘタルトキハ警視庁ヨリ募集人員通知ヲ關係地方庁へ送付スル手續ニ依ラシムルコトト致シ候ニヨリ右通知ニ接セラレタル場合ハ当方へノ協議ヲ省略シ貴庁限リニテ渡航御許可相成差支無之候尚ホ今回森岡移民株式合資会社ニ於テ木曜島「トールレス」海峡真珠採取業組合代表者タル「セール、エンド、フレザ―」商会トノ間ニ同島行真珠貝其他ノ採取船夫トシテ向フ一ケ年間内ニ老百名ノ労働者供給ヲ契約シ右取扱方届出候ニツキ承認致シタル処該労働者ノ内別紙名簿ノ拾八名ハ既ニ貴県下ニ於テ人撰済ニテ至急渡航ヲ要スル事情申出候ニ付可然御取計ヒ相成度此段申進候也

ノ件調査候処本年三月中旬出帆ノ汽船丹後丸ニテ当長崎港ヨリ乗船濠洲木曜島へ渡航シタル者無之候条此段及回報候也

四五八 七月六日 外務省ヨリ セール、フレザ―商会バウデン宛

濠洲木曜島行丹後丸ニテセール、フレザ― 商會取扱以外ノ移民渡航セル事実無キ旨回答ノ件

通三送第六七七号

六月二日付ヲ以テ当省赤松書記官宛御申越ノ貴信中四月九日木曜島着ノ汽船丹後丸ニテ貴社取扱以外ノ本邦移民約廿名渡航シタル旨記載アリタル件ニ関シ取調タルニ同船ニテ渡航シタル本邦移民ハ神戸ヨリ貴社取扱ニ係ル真珠採貝夫十五名乗船シタル以外他ニ該当スルモノ無之ニ付若シ該渡航者ガ他ニ就職シタリトセバ右ハ貴社ノ責任ナルヲ以テ貴社ニ於テ相当御措置相成可然ト存候此段及回答候也

註 六月二日バウデンノ書面省略セリ

四五九 九月十一日 田中通商局長ヨリ 和歌山県知事宛

七「オーストラリア」移民関係雜纂 四五八 四五九

七「オーストラリア」移民関係雑纂 四六〇

追而本文ニ記シタル濠洲行採貝夫ハ移民取扱人ノ取扱ニ依ル自由移民トシテ御処理相成度候

註 別紙木曜島行移民名簿ハ其儘添附セラレ記録中ニ写存セズ

四六〇 十月二十一日 在シドニー玉木総領事代理ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

木曜島行採貝夫ノ入国許可期限延期ノ件

五六〇

号外

和歌山県知事へ左ノ通り御伝達ヲ乞フ

在木曜島 Wanetta Pearling 会社雇入本邦採貝夫拾五名ノ濠洲入国許可期限満了ノ処今般參ヶ月間延期許可セラレタリ

事項八 「ペルー」移民関係雑纂

四六一 二月二十一日 田中通商局長ヨリ
岡警視総監宛

秘露国カニエテ耕地行契約移民男独身者三百名夫婦百五十組ニ関スル書面契約案承認ノ件

附屬書 書面契約案承認指令書

通二送第一六八三号

書面契約案承認通知ノ件

客月二十八日付乙官第一二五号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱人森岡移民株式会社ヨリ提出シタル秘露国カニエテ耕地行契約移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也

註 乙官第一二五号ノ二ヲ省略セリ

(附屬書)

書面契約案承認指令書

第九号

書面契約案承認指令書

移民取扱人 森岡移民株式会社

八「ペルー」移民関係雑纂 四六一 四六二

社長 浅野 良三

大正九年一月二十三日附願秘露国カニエテ耕地行契約移民男独身者参百名夫婦百五拾組取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件
右承認ス

大正九年二月二十一日

外務大臣子爵 内田 康哉(印)

四六二 三月五日 森岡移民会社ヨリ
内田外務大臣宛

秘露国ウァウラ中央製糖工場行契約移民六十名ニ係ル書面契約案訂正承認方願出ノ件

附屬書 ウマヤ耕地域内ウァウラ中央製糖工場契約案

秘露国ウマヤ耕地域内ウァウラ中央製糖工場行契約移民ニ係ル書面契約案訂正承認願

(三月九日接受)

大正八年拾月参日附ヲ以テ秘露国ウマヤ耕地域内ウァウラ中央製糖工場行契約移民六十名ニ対スル書面契約案承認願

五六一